

西条市立周桑病院 (介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	西条市立周桑病院
主たる事務所の所在地	愛媛県西条市壬生川 131 番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 雁木 淳一
電話番号	0898-64-2630
ファクシミリ番号	0898-65-5503

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	西条市立周桑病院
事業所の種類	(介護予防) 訪問リハビリテーション
指定番号	3 8 1 0 6 1 0 3 3 1
所在地	愛媛県西条市壬生川 131 番地
電話番号	0898-64-2630
ファクシミリ番号	0898-65-5503
開設年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日
管理者の氏名	雁木 淳一
サービス提供地域	当院よりおおむね 1 5 km 圏内

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者等に対し適切な指定訪問リハビリテーション等を提供する。
運営の方針	要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

4. ご利用事業所の職員体制及び職務内容

ご利用事業所の 従業員の職種	員数	勤務体制	職務内容
医師（管理者）	1名	病院との兼務 月～金 8：30～17：15 病院勤務	管理統括
医師	1名 以上	病院との兼務（管理者含む） 月～金 8：30～17：15 病院勤務	従事者の指導 利用者の医学的管理
理学療法士 又は 作業療法士	2名	通所リハビリとの兼務1名、 病院・通所リハビリとの兼務1名 月～金 8：30～17：15	訪問リハビリ業務全般 生活指導など
補助スタッフ	1名	病院との兼務 月～金 8：30～17：15	事務業務など

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8：30～17：15

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

6. サービス提供日及びサービス提供時間

適時 13：30～16：00

（祝日、12月29日～1月3日を除く）

7. 利用料

利用者の介護度に応じたサービス利用料金と、必要となった各種加算の合計金額。負担割合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。（別紙の料金表参照）

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等

ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて、次のいずれかの方法にてお届けします。

- ・利用月の翌月10日前後までに利用者あてに郵送します
- ・利用月の翌月の訪問リハビリ時に療法士が自宅へお届けします

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等

ア 利用月の翌月 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)事業者指定口座への振り込み

(イ)西条市立周桑病院窓口にて現金支払い

※支払い期限に間に合わない場合は、必ず事業所まで連絡をお願いします。

事情によって、分納・延納申請書を提出して頂きます。

連絡がない場合は、督促状を送付する場合がありますのでご了承ください。

イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

8. サービス内容に関する相談、苦情について

- ① 提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- ② 提供したサービスについて、苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- ③ 苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(1) 事業所の苦情・相談窓口

西条市立周桑病院 訪問リハビリテーション 担当者 佐伯 剛	電話 0898-64-2630 (対応時間 月～金 8:30～17:15)
----------------------------------	--

(2) 苦情申立機関

西条市役所 長寿介護課	西条市明屋敷 164 番地 電話 0897-56-5151 (対応時間 月～金 8:30～17:15)
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課	松山市高岡町 101 番地 1 電話 089-968-8700 (対応時間 月～金 8:30～17:15)

9. 衛生管理等について

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(周桑病院開催 感染防止対策委員会)に1月に1回出席し、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者においては、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練(周桑病院感染防止対策委員会開催)に定期的に参加します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 事故発生時の対応について

当事業所においてサービス提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り速やかに対応します。

- (1) 当該サービスを提供した職員は、速やかに応急処置を行い当院の医師・看護職員または上司に報告し、必要に応じて医学的対応を行います。
- (2) 発生状況・身体状況を確認し、ご家族に速やか連絡します。
- (3) 市など関係機関に連絡すると共に、事故の記録を行います。
- (4) 事故の原因の調査・分析を行い、利用者やご家族に誠実に説明します。
- (5) 賠償すべき事態となった場合には、速やかに対処します。

12. 非常災害対策

消防法施行規則3条に規定する消防計画及び、風水害、地震などの災害に対処する計画に基づき、消防管理者を設置して非常災害対策を行います。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. ご利用にあたっての注意事項について

急用、体調不良、その他で予約を取り消される場合は、ご連絡ください。

連絡先 0898-64-2630（リハビリ室 内線 1192）

改定日 2024.10.1